平成２４年（フ）第１６７７号
さいたま市大宮区上小町124番地１　ル・ヴェル201
債務者　岩崎　昌三
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８７号
埼玉県川口市芝下２丁目20番20号　ガーデンヒルズ川口301号、旧住所東京都港区麻布台１丁目４番９号　ビレッタ麻布台304
債務者　小沼　道枝
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０４号
埼玉県加須市旗井24番地５
債務者　塩川　優子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２６号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中319番地26
債務者　吉田　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
愛知県岡崎市小針町松山27番地　ＪＴＳ12寮１Ｆ17、住民票上の住所大阪府大阪市北区中津３丁目８番15号
債務者　吉村　尚久
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
愛知県知立市弘法町弘法下１番地７　サンライズＳ・ＯＫＡＤＡ301号
債務者　山本　研一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
愛知県知立市弘法町弘法下１番地７　サンライズＳ・ＯＫＡＤＡ301号
債務者　山本　真季
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市城辺字西里添898番地
債務者　上地　安榮
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第２４４号
茨城県土浦市若松町34番21号
債務者　久松　誠侍
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４９号
埼玉県戸田市川岸２丁目６番29―８号
債務者　三浦　　操
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７９号
埼玉県川口市芝富士２丁目７番30―204号　シャルム蕨
債務者　長瀬　恵子（旧姓三平）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８４号
埼玉県桶川市寿２丁目４番３号　テスコビル202号
債務者　石渡　博之
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８９号
埼玉県川口市東川口４丁目２番12号　二葉荘101号室
債務者　佐藤　吉申
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９０号
埼玉県新座市池田２丁目３番２号
債務者　小林　武子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０５号
さいたま市桜区大字白鍬434番地３
債務者　小林　　清
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
岩手県北上市若宮町１丁目７番16号　マンションアカヒラ102号、前住所岩手県奥州市水沢区泉町２番33号
債務者　鈴木　翔太
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１６０７号
埼玉県白岡市高岩685番地　プタハ新白岡402、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6606番地　ボナール106
債務者　泉田　美里（旧姓内津・細谷）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係